

法務局で遺言書を  
保管できるって  
本当？

**事例** 夫が不動産を所有している。子供がいない場合は夫の兄弟にも相続権があると聞いた。もし夫が亡くなると、夫の兄弟と相続でもめそうで心配。

事例のような相続トラブルに巻き込まれないためには、遺言書の作成が有効です。遺言書には公証役場で公証人に作成してもらったり公正証書遺言と、自分で作成する自筆証書遺言がありま  
す。公正証書遺言は、公証役場で保管されるため、確実に安心ですが、費用がそれなりにかかります。自筆証書遺言は、費用はかかりませんが、相続人が遺言に気付かず遺志がかなわない  
こともあります。

そこで、遺言書を安全に保管し、相続時のトラブルを防ぐため、令和2年から法務局で遺言書を預かる制度が始まりました。遺言者本人が作成した遺言

書を法務局に持参することで、原本と画像データが厳重に保管され、紛失・改ざん・隠匿のリスクが減り、遺言の存在が確実に確認できます。

自筆証書遺言書を作成する際は、法務局ホームページなどで所定の書式を確認しましょう。そのうえで、遺言者本人が遺言の全文と作成日、氏名を手書きします。次に、保管を希望する法務局に事前に電話で予約をします。申請には遺言書以外に申請書や本人確認書類、印鑑、住民票、申請手数料として3900円分の収入印紙が必要です。

保管の手続き終了後は、遺言者の氏名、生年月日、遺言書保管所の名称と保管番号が記載された保管証をもらいます。保管番号が特に大事なので、番号の写真を撮影し、データとして残しておきましょう。

遺言者が亡くなった際に、あらかじめ指定した人へ、法務局から遺言書が保管されていることを通知する制度もあります。争いを防ぐためにも利用を考えましょう。

消費生活センター

TEL 6319・1000  
FAX 6319・1500

■費用 記載がないものは参加無料 ■申し込み 基本事項は催し名、住所、名前(ふりがな)、電話番号を記入 記載がないものは当日直接会場へ  
■お問い合わせ 連続で参加が必要 ■対象 勤労 定員 試験 採用 保育 ■手話通訳 は事前に問い合わせてください